



ミャンマー

最大都市ヤンゴン・水中パゴダ そして古都バゴーを訪ねる旅

出発日 (水曜日出発)

2014年

10月22日, 11月12日, 12月10日

2015年

1月21日, 2月4日, 3月4日

仙台空港発着

158,000円

成田空港発着

148,000円

※上記以外の出発日をご希望の方はお問い合わせ下さい。

黄金に輝く世界一の仏塔シュエタゴン・パゴダ (イメージ)



ミャンマの少年僧さんたち(イメージ)



四面釈迦座像チャイブン・パゴダ(イメージ)



● 旅行企画・主催



観光庁長官登録旅行業第1546号 日本旅行業協会(JATA)正会員

株式会社 ワールドトラベル

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄

TEL: 022-232-8051 FAX: 022-232-8085

旅行条件 上記料金は大人お1人様2名1室ご利用の場合の旅行代金

最少催行人数	2名様
食事	朝3回・昼3回・夕4回
利用航空会社	全日空(エコノミークラス)
利用予定ホテル	ベストウエスタングリーンヒルホテル 又は同等クラス以上のホテル利用
添乗員	添乗員は同行しませんが、現地係員がお世話いたします。

1人部屋追加代金: 30,000円 (3泊)

※成田空港施設使用料・航空保険特別料金・現地空港税など及びミャンマー査証取得料と燃油サーチャージが別途必要となります。

最大都市ヤンゴン・水中パゴダ・古都バゴーを訪ねる旅

日程	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事		
					朝	昼	夕
1	仙台	07:45	NH3232	国内線にて、空路成田空港へ	---	機内	○
	成田	08:40	国内線	着後、出国手続き			
	成田	11:00	NH913	空路、全日空機にてヤンゴンへ	【ヤンゴン泊】		
	ヤンゴン	15:40	国際線	着後、ホテルへご案内いたします			
2	ヤンゴン	午前	専用車	ポルトガル人が住んだタンニンへ 丘の上に立つチャイコックパゴダ その後、ボートで川を渡り中州のパゴダへ 伝説の水中に浮かぶイエレーパゴダやチャウタン町の周辺を見学します	【ヤンゴン泊】		○ ○ ○
	ヤンゴン	午後		観光後、ヤンゴンへ戻ります			
3	ヤンゴン	午前	専用車	かつてモン族の首都として栄えた古都「バゴー」観光へご案内します ミャンマー第一の高さを誇るシュエモードー・パゴダ、映画「ビルマの竖琴」の背景になったシュエターリャウン・パゴダ、四面釈迦座像で有名なチャイブーン・パゴダ	【ヤンゴン泊】		○ ○ ○
	ヤンゴン	午後		観光後、ヤンゴンへ戻ります			
4	ヤンゴン	午前	専用車	ヤンゴン市内観光へご案内いたします 黄金に輝く世界最大の仏塔があるミャンマー仏教の総本山シュエダゴンパゴダ 巨大寝釈迦仏で有名なチャウタツジーパゴダ ミャンマー最大の2000軒以上もの店がのきを並べるボージョーマーケットなど ビクトリア建築が見えるダウンタウン（車窓） 夕食後、ヤンゴン空港へ	【機内泊】		○ ○ ○
	ヤンゴン	21:45	NH914 国際線	出国手続き後、空路にて成田空港へ			
5	成田	06:50	NH914	着後、成田にて通関	機内	---	---
	成田	10:00	NH3131	その後、国内線にて空路、仙台へ			
	仙台	11:05		着後、解散となります。			

～お疲れ様でした～

※上記スケジュールは現地交通事情などにより、一部変更が生じる場合があります。

■ご旅行条件（抜粋） 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社ワールドトラベル（観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」といいます。）が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）と締結することになります。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立

所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立します。申込金は旅行代金、取消金または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

■旅行代金に含まれるもの

この旅行は、株式会社ワールドトラベル（観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」といいます。）が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）と締結することになります。

■旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金（記載のない限り、エコノミークラス利用）。
- (2) 旅行日程に記載した宿泊料金・食料料金・観光料金（ガイド料・入場料）およびこれらに付随する税・サービス料金（パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊と基準とします）。
- (3) お1人様入場券1個の手荷物運搬料金（原則としてお1人様20kg以内）また一部空港、駅、港、ホテルなどでポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。
- (4) 団体行動中のチップ
- (5) 添乗員付きコースの場合の同行に必要な諸費用

■旅行代金に含まれないもの

- 前項に記載したものを除く旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金
- (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等
- (3) 渡航手続関係諸費用
- (4) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）代金
- (5) 日本国内の空港施設使用料
- (6) 日本国内における自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
- (7) 傷害・疾病に関する医療費等
- (8) 海外旅行保険料（任意保険）

渡航手続料金	
① 出入国記録簿を当社で作成するとき	・・・1人につき4,000円
② 旅券申請書類の作成代行をするとき	・・・1人につき4,000円
③ 各当該料金に合算して申し受けます。	
④ お客様自身が各手続きを行われる時は、料金をいたしません。	
⑤ 各国査証代および予防接種料金	・・・実費

■旅行契約の解除

お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、解除期日は、お客様がお申し込み箇所の営業日・営業時間内に解除する旨を申し出た日とします。

旅行契約の解除期日	取消料（お1人様）
[1] 旅行開始日がピーク時（1）のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目（2）に当たる日から31日目（3）に当たる日まで（[2]～[4]）に掲げる場合を除く	旅行代金の10%
[2] 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目（3）に当たる日から31日目（4）に当たる日まで（[3]～[4]）に掲げる場合を除く	旅行代金の20%
[3] 旅行開始日の前々日以降（[4]）に掲げる場合を除く	旅行代金の50%
[4] 旅行開始日の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までとします。

■旅行保証

(1) 当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合、旅行代金の1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のとき、および免責項目にあたる場合は支払いません。詳しくはお問い合わせください。

■当社の責任および免責事項

当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限り、又、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して二十一日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様一名につき十五万円と限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災、地震、暴動、暴走、運送船泊期間中の事故、食中毒、盗難等。

■おお客様の交換

お客様の交換に関する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にてお名前の変更が受けできる場合に限ります。なお、ご出発日、コースの変更につきましてはお取消料と同額となります。

■基準日

この旅行条件は2014年10月1日現在の通貨・料金を基準としております。なお、旅行代金の変更について定める当社約款第13条の規定の適用に関しては、幅運賃制であるIT（包括旅行）運賃の適用を受ける旅行代金は、認可された範囲内での航空運賃の増額または減額による旅行代金の変更はありません。

当社は、いかなる場合も旅行の再実施いたしません。お申し込みの際とパスポート記載の名前が違えば、ご旅行に参加いただけません。正誤をお名前でご契約をしていただきます。出発前に前名の訂正等のお申し出があった場合は、手配内容の変更に係る諸費用を申し受けます。

旅行傷害保険加入のお勧め

病気、けがをした場合には多額の治療費、移送費などがかかることがあります。また、事故の場合は、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行傷害保険については、当社または販売店の係員にお問い合わせください。